

平成28年度 施策評価表 (平成29年度向け施策の取組方針)

施策名: 住環境
 施策番号: 19 - 01

1 施策の基本情報

施策名	19 住環境	展開方向	01 市民自らが住環境や住まいに関心を持ち、快適に安心して暮らせるまちづくりに積極的にかかわっていきける環境づくりを進めます。
主担当局	都市整備局		

2 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
現在の住環境は快適で暮らしやすいと感じている市民の割合		H23 82.8 %	83.3	69.4	83.2	81.7	**	**	0%
新規建設分譲住宅に占める、ゆとりある住まいの割合		H22 48.5 %	60	59.4	51.8	47.0	**	**	0%
指標のうち、100㎡超の戸建住宅が占める割合		H22 56.3 %	60	59.1	61.0	59.7	**	**	91.9%
協働型事業・イベントへの参加者数(住宅・緑化)		H24 31,566 人	37,000	30,482	29,975	34,500	**	**	54.0%
“あまがさき”に住もうネットのアクセス数		H24 8,000 人	16,000	15,672	20,355	20,386	**	**	100%

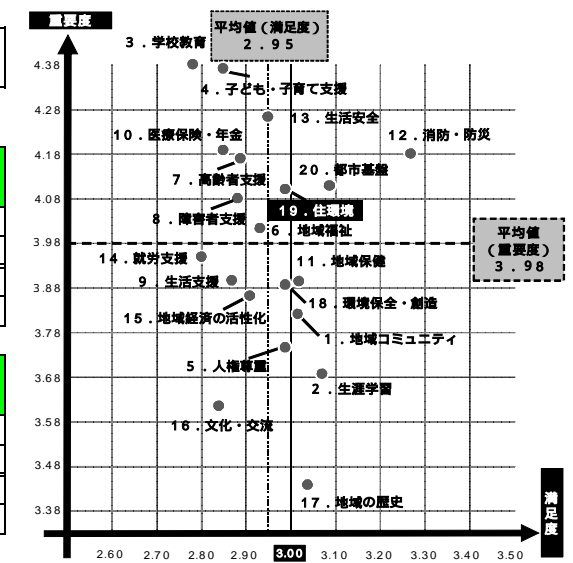
4 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成27年度実施内容を記載)		
行政が取り組んでいくこと	誇りや愛着を持てる活力のある美しいまちづくり	総合戦略
【都市景観の向上】 尼崎市都市美形成計画に基づき「誇りと愛着と活力のある美しいまち」の実現を目指すため、大規模建築物等の計画に対して景観法に基づく届出を求め、都市美誘導基準に基づいた誘導を平成27年度は64件行った。その内、特に景観上重要な幹線道路沿道等に敷地が一定長さ以上接するもの等については、学識経験者等で構成する都市美アドバイザーチームから配置形態、意匠、色彩、緑化等について事業者等に重点的な指導や助言を行い、その結果、沿道の緑地が増えるなど一定の成果がでている。(目標指標) 都市美形成を推進するためには市民・事業者・行政が目標や意識を共有することが重要であるため、写真等で景観配慮事例をわかりやすく(例示した「公共施設の都市美形成ガイドライン(土木編)」、「都市美誘導と景観ガイドライン(集合住宅・戸建住宅・沿道店舗の各編)」、「屋外広告物ガイドライン」を作成している。これらを活用してより効果的な窓口指導等を積み重ねることで、景観に配慮した建築物等の形成を進めるとともに、将来その周辺の建築計画等に波及効果をもたらすことで都市全体の都市景観の向上を図る。(目標指標) 都市美に対する市民意識の高揚と本市の魅力の向上を目的として、平成28年度に実施する「まちかどチャタリング賞(第9回)」の実施要領の作成や都市美形成に関する啓発の推進方策の検討を行った。(目標指標) 屋外広告物については、市条例に基づく許可を平成27年度は509件行いう一方、許可基準に適合しない屋外広告物への指導や、はり紙等不法広告物の除却等を行い、徐々にではあるが是正されている状況にある。また、屋外広告物の美観と安全性を保つため、屋外広告物設置者や管理者に対して適正に維持管理を行うよう啓発及び周知をさらに図っていく必要がある。(目標指標) 幹線道路などの沿道店舗等は、住環境整備条例における緑地の面積基準を確保しているものの、緑地を建物の裏側に設置する傾向があることから、住環境整備審議会の意見を聴き、沿道緑化を推進する新たな技術基準を作成した。(目標指標)		
行政が取り組んでいくこと	市民が地域の住環境に関心を持ち、交流・協力してまちづくりに取り組める環境づくり	総合戦略
【すまいづくりに係る情報提供等】 「マンション管理セミナー」などの協働型事業・イベントへの参加者数は、年度により増減があるものの増加傾向である(H24:440人、H25:365人、H26:465人、H27:515人)。また、マンション居住者の自立意識の高揚や円滑な管理組合の運営を目指して様々な活動を行っている「尼崎マンション管理ネットワーク」の会員数も徐々に増加(H25:23人、H26:27人、H27:34人)している。これらの取組は継続性が重要であるため、引き続き市民組織への活動支援を進めていく必要がある。(目標指標) 「あまがさき」に住もうネットのアクセス数は、スマートフォン版ページの整備、学生との街歩き企画、継続的なPR等により、目標値を超える状況である。また、市外からの閲覧数も増えていることから「住みたい街」としての魅力発信に一定の効果があつたと考えられるため、引き続き、魅力ある情報の発信に努めていく。(目標指標) 【緑化の促進】 「花と緑のまちづくり推進事業」では、花まち委員の拡充を図るため、昨年に引き続き(1)花壇にPR看板を設置、(2)イベント等でのチラシの配布、(3)公園内の掲示板にチラシを掲示等に加え、新たにキャラクター着ぐるみを作成し各種イベントに参加してPRを強化した。上坂部西公園と中央公園の2か所で実施している「体験型花だん講習会」は上坂部西公園では参加者が増えたが、中央公園では僅かに減少したため、実施場所、曜日、時間を検討する必要がある。また花まち委員の市民グループは、新たな登録はあるが、メンバーの高齢化などによって退会となるグループもあり、新たな担い手の育成が必要である。そのため体験型花壇講習会等を通じて、市民が気軽に緑化普及ボランティア活動に参加できるような道筋をつくる必要がある。(目標指標) 「臈月展」、「菊花展」は市民が親しみやすい「さつき祭」、「きく祭」と名称を変更し、従来の取り組みの他、(1)本庁舎内に菊・臈月を展示、(2)園内ガイド、(3)人気投票、(4)キャンドルナイトの同時開催などを新たに実施した。参加者数は天候に左右されるため、雨天時での開催方法等を検討しているが、適切な開催場所の確保が難しく、引き続き検討が必要である。(目標指標)		
【空き家等の利活用】 「空き家等の利活用」は、老朽危険空き家等の増加の未然防止や現役世帯の定住人口の確保という観点からも必要な取組である。こうしたことから、空き家の現状を把握するため、空き家等実態調査や所有者アンケートを実施した。(目標指標) 【分譲マンション実態調査】 築30年を超える高経年分譲マンションが約4割あることから、実態調査等の必要性について検討し、平成28年度に予算化した。(目標指標)		

3 市民意識調査(市民評価)

項目内容	美しいまちなみの保存・活用 公園・住宅等の維持・整備・更新				
重要度	重要	まあ重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない
27年度	40.0%	32.3%	26.0%	1.2%	0.5%
26年度	第 8 位 / 20施策	5点満点中	4.10点(平均3.98点)		
25年度	第 9 位 / 20施策	5点満点中	4.07点(平均3.99点)		
満足度	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満足	不満足
27年度	2.1%	21.7%	54.2%	16.5%	5.5%
26年度	第 9 位 / 20施策	5点満点中	2.99点(平均2.95点)		
25年度	第 5 位 / 20施策	5点満点中	3.01点(平均2.95点)		
25年度	第 9 位 / 20施策	5点満点中	2.94点(平均2.91点)		

割合の合計は、端数処理の関係により100%にならない場合があります。



5 施策評価結果(二次評価)

評価と取組方針
「協働型事業・イベントへの参加者数(住宅・緑化)」や「あまがさき」に住もうネットのアクセス数については、増加傾向にある。「あまがさき」に住もうネットについては、庁内で会議体を設置するなど関係部署と連携を図ることで、より定住・転入促進に資する情報発信サイトの構築に努める。 緑化関連事業に参画する市民ボランティアについては、引き続き、若い世代を中心とした人材を増やすための取組を進める。 費用対効果を視野に入れた上で、利活用可能な戸建空家等を活用した、ファミリー世帯の定住・転入策の検討を行う。 分譲マンション実態調査に基づく支援策については、給付型ではなく、管理組合が機能するような支援等を検討する。 施策の二次評価は「現行継続」とし、これまでの取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。
総合評価
重点化
転換調整
現行継続

平成28年度 施策評価表 (平成29年度向け施策の取組方針)

施策名: 住環境
 施策番号: 19 - 02

1 施策の基本情報

施策名	19 住環境	展開方向	02 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組みます。
担当局	都市整備局		

2 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
現在の住環境は快適で暮らしやすいと感じている市民の割合		H23 82.8 %	83.3	69.4	83.2	81.7	**	**	0%
新規建設分譲住宅に占める、ゆとりある住まいの割合		H22 48.5 %	60	59.4	51.8	47.0	**	**	0%
指標のうち、100㎡超の戸建住宅が占める割合		H22 56.3 %	60	59.1	61.0	59.7	**	**	91.9%
公園の維持管理に関する要望の処理件数		H24 1,270 件	1,016	1,169	1,467	2,110	**	**	0%

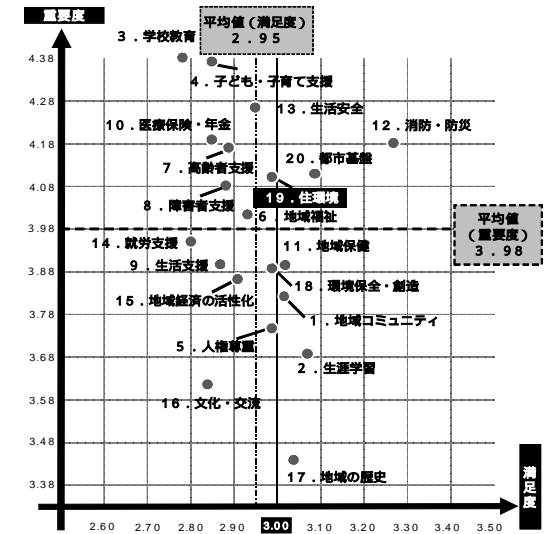
4 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成27年度実施内容を記載)		総合戦略
行政が取り組んでいくこと	市民主体のルールづくりや規制・誘導による良好な住環境の継承	総合戦略
<p>【市民参画の促進と規制・誘導による住環境の保全】 都市計画などまちづくりのルールをわかりやすく学び、市民主体の取組を促すため、市民向けのまちづくり講座(3回、参加人数のべ40人)や小学校出前授業(4校、計14クラス、のべ376人)を実施した(H27末累計:市民向け講座5回(のべ62人)、小学校出前講座6校(のべ1,057人))。参加者アンケートでは、9割以上から都市計画等の内容や必要性を知ることができたという評価を得たが、都市計画マスタープランの認知度は2割以下であった。平成27年度は市民向け講座の講師にまちづくり活動を実践している人を招くとともに学校への周知に努めており、今後も工夫しながら市民等の関心を高めていく。(目標指標)</p> <p>最低敷地面積について調査したところ、新規建設分譲住宅のうち戸建て分譲住宅の平均敷地面積が基準改正前の約90㎡から約100㎡に増大していた。また、3階建ての占める割合が減少し、2階建てが増加していた。こういったことから、基準改正によってゆとりある住環境の実現が図られつつあるといえる。また、最低敷地面積の引き上げによる効果を検証できる仕組みとして、戸建のみの指標を追加する。なお、マンションについては今後の動向も見ながら引き続き検討していく。(目標指標)</p> <p>緑の基本計画を受けて、協働による計画の推進を図るため、の取組みと合わせて計画のPRを行った。参加者の9割以上から計画の内容や必要性を知ることができたという評価を得たが、計画の認知度は4割以下であったため、今後もPRを継続する。また質の高い緑化を進めるため、民有地の開発事業における沿道緑化の基準改正を行った。今後はこれをもとに適正に誘導していく。また長期未着手都市計画公園・緑地の見直しの検討をはじめた。さらに、武庫川河川敷緑地の適正利用に向けて、一部の可能区域を除きバーベキューを禁止する社会実験を行い、禁止区域での実施は減少(H25.7~8月:約1,500人、H27同月:約300人、H26年同月は調査未実施)した。良好な住環境の形成に向けて、引き続き指導・啓発を行っていく。(目標指標)</p>		
行政が取り組んでいくこと	すべての人が快適に安心して住み続けられる住環境の確保	総合戦略
<p>【安心安全のまちづくり】 耐震化促進に関する啓発及び知識の普及に努めている。建築物耐震化促進事業では、住宅の簡易耐震診断について、市報掲載や回覧等による啓発等により59棟の実績があった。市民の関心度は高いが、予算が限られているため十分な予算確保が課題となっている。平成27年度から開始した住宅の耐震改修補助については、9件の実績があった。(目標指標)</p> <p>【環境や高齢化等に配慮した住まいづくり】 「住宅エコリフォーム助成事業」は、環境モデル都市関連事業として環境基金(充当期間3年)を財源に平成26年度から実施したものである。平成27年度は国が同種の事業である「省エネ住宅ポイント」制度を実施したことから事業を休止した。 「分譲マンション共用部分バリアフリー化助成事業」は、主に階段部に手すりを設置する工事に対して5件の助成を行った。</p>		
行政が取り組んでいくこと	公園緑地・住宅等の維持・整備・更新	総合戦略
<p>【公園緑地の維持・整備・更新】 老朽化の著しい施設は、平成26年度に策定した「尼崎市公園施設(遊具)長寿命化計画」に基づいて維持管理している。しかし、平成27年度は国庫補助の内示率(H27: 53.7%)が低く、県と協議して追加要望を行い、3公園の改修を行った。今後もその傾向が続くと思われることから、計画期間内での整備が課題である。また、長寿命化計画未策定の施設も老朽化が進んでおり、段階的に取り組む必要がある。昨年度からコールセンターにて公園に関する問い合わせの受付を開始したことで指標の要望件数が増加している。それらの要望を的確に把握し、長寿命化計画未策定の施設と合わせて効率的に取り組んでいく。職員のスキルアップを図るために「日常点検講習会」に参加している。今後も継続し、遊具等の維持管理に生かしていく。(目標指標)</p> <p>【市営住宅の維持・管理・整備・更新】 立地条件等をより適切に反映した家賃の算定方法及び入居者の高齢化や空家の対策が課題となっている。(目標指標) 金楽寺住宅の借上期間満了に向けた取組については、URと協議した結果、平成30年8月12日の借上期間満了まで現状のまま住んでいたが、借上期間満了後に空き住戸を個別に返還を受けることができた。(目標指標) 老朽化が進んでいる市営武庫3住宅(時友・西昆陽・宮ノ北)の建替えに取り組んでおり、平成26年度は第1期建替事業として、時友住宅と3住宅の移転先住宅として建設する(仮称)蓬川第2住宅をPFIの手法により着手した。平成27年度は第2期建替事業(宮ノ北)をPFIの手法により実施するため、事業者選定に向けた手続き(入札説明書の公表等)に着手した。(目標指標) 市営武庫3住宅建替事業より後の耐震性やバリアフリー性能に課題がある市営住宅の建替えや耐震改修、エレベーターの設置を計画的に進めるため、平成27年度に市営住宅建替等基本計画(素案)を作成し、入居者へ説明等を行った。(目標指標)</p>		
行政が取り組んでいくこと	安全にも配慮した空家対策	総合戦略
<p>【老朽危険空き家等対策】 「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「尼崎市危険空き家等対策に関する条例」に基づき、老朽危険空き家等の所有者に対して継続して改善指導等を行ってきた。また市内の空家等の実態を把握するための調査を行い、引き続き空家等の所有者等の実態及び意向を把握するためのアンケート調査を実施した。調査結果を平成28年度に分析し対策を進める。(目標指標)</p>		

3 市民意識調査(市民評価)

項目内容	美しいまちなみの保存・活用 公園・住宅等の維持・整備・更新				
重要度	重要	まあ重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない
27年度	40.0%	32.3%	26.0%	1.2%	0.5%
26年度	第 8 位 / 20施策	5点満点中	4.10点(平均3.98点)		
25年度	第 9 位 / 20施策	5点満点中	4.07点(平均3.99点)		
満足度	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満足	不満足
27年度	2.1%	21.7%	54.2%	16.5%	5.5%
26年度	第 9 位 / 20施策	5点満点中	2.99点(平均2.95点)		
25年度	第 5 位 / 20施策	5点満点中	3.01点(平均2.95点)		
25年度	第 9 位 / 20施策	5点満点中	2.94点(平均2.91点)		

割合の合計は、端数処理の関係により100%にならない場合があります。



5 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針 (平成29年度予定を記載。必要に応じて平成28年度も含む。)	
<p>【市民参画の促進と規制・誘導による住環境の保全】 「都市計画マスタープラン」について、進捗状況の点検・評価に取組むほか、引き続き、まちづくり講座を実施し、中間見直しの検討に参加していただける市民の育成に取り組む。 平成29年度を目途にさらなる基準の引き上げについて検討する。 引き続き、計画の周知や市民参画を推進するための仕組みの構築を図っていくほか、緑の将来像の実現に向けたまちの魅力の向上につながる取組を中心に、計画に基づく取組を着実に進めていく。 長期未着手都市計画公園・緑地の必要性等を個々に検証し、廃止も含めた見直しを行い、存続するものについては計画的かつ効率的な事業実施を図るため整備プログラムの策定に向けた検討を行う。 【安心安全のまちづくり】 引き続き啓発及び知識の普及に努めるとともに、事業の効果を検証し、さらに有効な事業手法を検討していく。また、県補助事業の市町事業化が予定されているため、予算措置や体制整備等、支援施策が円滑に進むように継続的に取り組んでいく。 【環境や高齢化等に配慮した住まいづくり】 現行の助成事業については、当初の予定通り平成28年度で終了し、今後は、空き家の利活用施策の中で検討していく。 一定の申請件数があることから、今後も財源の確保に努める。 【公園緑地の維持・整備・更新】 計画に基づき施設の改修・更新を進めるとともに、要望や施設状況に応じて計画未策定の施設の改修・更新計画を検討する。 【市営住宅の維持・整備・更新】 市営住宅の家賃制度や入居者募集のあり方など、今後の市営住宅の管理のあり方について検討を行う。 借上期間満了に向けた住み替え支援策や高齢者などの住み替え困難世帯の取扱いについては、兵庫県や他都市の状況を参考としながら、URと協議し、平成29年度から周知する。 市営武庫3住宅第1期建替事業、第2期建替事業を進めるとともに、第3期建替事業(西昆陽住宅)をPFIの手法により実施するため、事業者選定に向けた手続きに着手する。 また、平成28年度策定予定の市営住宅建替等基本計画に基づいて、エレベーターの設置工事を行うとともに、維持管理についても、計画的に修繕を行うことで、無駄な支出を削減し、適切に実施する。 【老朽危険空き家等対策】 平成28年度に空き家等の実態調査などの結果を分析し、利活用に向けた方策や空家の予防策及び空家等の解体補助金等を検討するとともに、空家等対策計画の策定に向けた検討を行う。さらに特別措置法及び条例に基づく空家等の対策の取組を進める。</p>	
新規・拡充の提案につながる項目	
<p>【老朽危険空き家等対策】 抜本的に老朽危険空き家をなくすためには、空家等対策を総合的に進めていく必要があるため、空家等対策計画を策定し、除却補助等の補助制度等の施策を創設するとともに行政代執行を進める。</p>	
改革・改善の提案につながる項目	

評価と取組方針	
<p>・ゆとりある住まいの割合を上げるために、戸建住宅については最低敷地面積を引き上げたことによる効果を測定する。また、分譲マンションについては、床面積の動向やニーズを分析した上で、今後の対応策を検討する。</p> <p>・老朽危険空家等の対応策については、実態調査の結果及び先進自治体の先行事例をよく分析し、空家等対策計画策定等の取組を進める。</p> <p>・継続中の投資事業については、事業費が増加しないように、適正な事業管理のもと取組を進める。</p> <p>・耐震補助の市町事業化に伴う体制強化については、その業務量や必要性を踏まえる中で検討を行う。</p> <p>施策の二次評価は「現行継続」とし、これまでの取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>	
総合評価	
重点化	転換調整
現行継続	